

新型コロナウイルス感染症罹患後における 診療等の延期について

当院では新型コロナウイルス感染症に陽性となった場合、ウイルスが消失するまでの期間や感染後遷延する症状(後遺症)の期間が患者さんによって異なりますので、保健所の隔離解除後であっても、外来受診や手術、侵襲を伴う処置等は、陽性確定後1ヶ月程度を目安に診療の延期をお願いしております。

ただし、症状が重い場合等、医師が早急に診療する必要性が高いと判断した患者さんについては、迅速に診察・処置等の対応をさせていただきます。

つきましては、**新型コロナウイルス感染症の陽性確定後1ヶ月以内に受診される場合は、受診する診療科にあらかじめご連絡をお願いします。**

当院は県内唯一の大学附属病院、重点医療機関として、高度医療・先進医療を提供しております。他の医療機関に比べてより慎重な独自ルールを設けることにより、院内感染の防止に最大限努めておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

和歌山県立医科大学附属病院